

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6419060号  
(P6419060)

(45) 発行日 平成30年11月7日(2018.11.7)

(24) 登録日 平成30年10月19日(2018.10.19)

(51) Int. Cl.		F I	
<b>G06Q 20/10</b>	<b>(2012.01)</b>	G06Q 20/10	
<b>G06Q 20/18</b>	<b>(2012.01)</b>	G06Q 20/18	
<b>G06Q 20/40</b>	<b>(2012.01)</b>	G06Q 20/40	

請求項の数 9 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2015-233665 (P2015-233665)	(73) 特許権者	397077955
(22) 出願日	平成27年11月30日(2015.11.30)		株式会社三井住友銀行
(65) 公開番号	特開2017-102578 (P2017-102578A)		東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
(43) 公開日	平成29年6月8日(2017.6.8)	(74) 代理人	110001243
審査請求日	平成27年11月30日(2015.11.30)		特許業務法人 谷・阿部特許事務所
前置審査		(72) 発明者	吉岡 毅彦
			東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行内
		審査官	緑川 隆

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 送金システム、方法、およびプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

送金システムであって、前記送金システムはATMに接続されており、

送金依頼人端末から、送金金額を含む送金依頼を受信する手段であって、前記送金依頼は、受取人の口座を介さずに前記受取人へ前記送金金額分の金銭を送金するよう依頼することを示す、手段と、

前記送金金額、識別子および送金依頼人の現金用の1つの口座を特定するための情報を格納したデータベースであって、前記識別子は、前記受取人を特定するための識別子である、データベースと、

前記ATMから、識別子および出金額を受信する手段と、

前記受信した識別子と前記データベースに格納された識別子とが一致するか否かを判断する手段と、

前記識別子が一致する場合に、前記送金依頼人の現金用の1つの前記口座から出金された前記出金額分の金銭を、電子マネーに換えること無く前記ATMで現金で引き出し可能にする手段であって、前記送金金額から前記出金額を減額した残高からさらに出金可能である、手段と

を備え、

前記送金依頼を受信する手段は、1つまたは複数の別の取引についての前記受取人への、前記送金依頼人の現金用の1つの前記口座から出金された金銭を送金するよう依頼する送金依頼をさらに受信することを特徴とする送金システム。

10

20

## 【請求項 2】

前記 A T M から受信した識別子は、出金専用カード内に格納された識別子であることを特徴とする請求項 1 に記載の送金システム。

## 【請求項 3】

前記 A T M から受信した識別子は、スマートフォンのアプリケーションソフトを用いて判別される前記スマートフォン内に格納された識別子、および、前記 A T M に入力された識別子であることを特徴とする請求項 1 に記載の送金システム。

## 【請求項 4】

前記 A T M から受信した識別子は、前記受取人の生体情報であることを特徴とする請求項 1 に記載の送金システム。

10

## 【請求項 5】

送金システムによって実行される方法であって、前記送金システムは A T M に接続されており、前記送金システムは送金金額、識別子および送金依頼人の現金用の 1 つの口座を特定するための情報を格納したデータベースであって、前記識別子は、受取人を特定するための識別子である、データベースを備え、

送金依頼人端末から、前記送金金額を含む送金依頼を受信するステップであって、前記送金依頼は、前記受取人の口座を介さずに前記受取人へ前記送金金額分の金銭を送金するように依頼することを示す、ステップと、

前記 A T M から、識別子および出金額を受信するステップと、

前記受信した識別子と前記データベースに格納された識別子とが一致するか否かを判断するステップと、

20

前記識別子が一致する場合に、前記送金依頼人の現金用の 1 つの 前記口座から出金された前記出金額分の金銭を、電子マネーに換えること無く前記 A T M で現金で引き出し可能にするステップであって、前記送金金額から前記出金額を減額した残高からさらに出金可能である、ステップと

を含み、

前記送金依頼を受信するステップは、1 つまたは複数の別の取引についての前記受取人への、前記送金依頼人の現金用の 1 つの 前記口座から出金された金銭を送金するように依頼する送金依頼をさらに受信することを含むことを特徴とする方法。

## 【請求項 6】

前記 A T M から受信した識別子は、出金専用カード内に格納された識別子であることを特徴とする請求項 5 に記載の方法。

30

## 【請求項 7】

前記 A T M から受信した識別子は、スマートフォンのアプリケーションソフトを用いて判別される前記スマートフォン内に格納された識別子、および、前記 A T M に入力された識別子であることを特徴とする請求項 5 に記載の方法。

## 【請求項 8】

前記 A T M から受信した識別子は、前記受取人の生体情報であることを特徴とする請求項 5 に記載の方法。

## 【請求項 9】

請求項 5 から 8 のいずれか一項に記載の方法をコンピュータに実行させるためのプログラム。

40

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、送金のための技術に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

昨今、政府や企業が、大勢の個人に対して、少額の金銭を送金しなければならないケースが多々ある。例えば、給付金の支給、返金、リコールによる送金、個人向けのキャッシ

50

ュバック、小口の懸賞による送金、給与・アルバイト料の支払い、従業員の経費支給等である。送金されてきた金銭を受け取る者は、早期に簡単に現金で受領できることを望んでいる。

【0003】

上記のような送金の場合、通常、受取人の口座へ振り込まれることが多い。しかし、振込の場合、受取人は、事前に振込先の口座番号等を送金人へ連絡しなければならない。また、受取人が申告した口座番号等に誤りがあると、振込ができない。また、送金人は、受取人から収集した口座番号等の個人情報を管理しなければならない。

【0004】

そのため、受取人の口座を把握しなくても済むように、プリペイドカード等の有価証券が送付されることも多い。また、口座を介さずに受取人へ現金を送る手段として、例えば、特許文献1および特許文献2の送金システムが公開されている。特許文献1および特許文献2では、あらかじめ受取人へ通知したIDやバーコード等で認証を行い、認証が成功すると現金を出金することができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2014-10558号公報

【特許文献2】特開2004-206402号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、特許文献1および特許文献2をはじめとする現在公開されている送金システムでは、受取人は、送金されてきた金銭を一度に受け取ることしかできない。例えば、10万円が送金された場合、受取人は、一度に10万円を出金することはできるが、5万円ずつ2回に分けて出金することはできない。受取人は、必ずしも一度に全額を出金することを望んでいるとは限らず、必要に応じて複数回に分けて出金したいという要望がある。

【0007】

本発明は、このような問題に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、受取人が、振込先の口座の情報を通知する必要なく金銭を受け取ることができ、受け取った金銭を自由に出金することができるシステム、方法、およびプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0008】

このような目的を達成するために、本発明の第1の態様は、送金システムである。この送金システムは、ATMに接続されており、送金依頼人端末から、送金金額を含む送金依頼を受信する手段と、前記送金金額および識別子を格納したデータベースと、前記ATMから、識別子および出金額を受信する手段と、前記受信した識別子と前記データベースに格納された識別子とが一致するか否かを判断する手段と、前記識別子が一致する場合に、前記ATMに前記出金額分の現金を出金させる手段であって、前記送金金額から前記出金額を減額した残高からさらに出金可能である、手段とを備える。

【0009】

本発明の第2の態様は、送金システムによって実行される方法である。送金システムはATMに接続されており、前記送金システムは送金金額および識別子を格納したデータベースを備え、この方法は、送金依頼人端末から、前記送金金額を含む送金依頼を受信するステップと、前記ATMから、識別子および出金額を受信するステップと、前記受信した識別子と前記データベースに格納された識別子とが一致するか否かを判断するステップと、前記識別子が一致する場合に、前記ATMに前記出金額分の現金を出金させるステップであって、前記送金金額から前記出金額を減額した残高からさらに出金可能である、ステ

10

20

30

40

50

ップとを含む。

【0010】

本発明の第3の態様は、送金プログラムである。このプログラムは、ATMに接続されたコンピュータを第1の態様の送金システムとして機能させるプログラムである。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、受取人は、送金されてきた金銭を複数回に分けて現金で出金することができる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の一実施形態にかかるサービスの概要図である。

【図2】本発明の一実施形態にかかる送金システムの詳細図である。

【図3】本発明の一実施形態にかかる送金データベースに格納されるデータを説明するための図である。

【図4】本発明の一実施形態にかかる送金データベースの遷移を説明するための図である。

【図5】本発明の一実施形態にかかる送金システムにおける送金依頼の処理フローの一例を示すフローチャートである。

【図6】本発明の一実施形態にかかる送金システムにおける出金依頼の処理フローの一例を示すフローチャートである。

【図7】本発明の一実施形態にかかる別の識別情報を用いる場合の概要図である。

【図8】本発明の一実施形態にかかる別の識別情報を用いる場合の概要図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

以下、図面を参照しながら本発明の実施形態について詳細に説明する。

【0014】

図1は、本発明の一実施形態にかかるサービスの概要図である。概要図には、金融機関101、ATM102、送金依頼人103、受取人104が含まれる。

【0015】

金融機関101は、本発明に係る送金システムを有する金融機関である。ATM（現金自動預け払い機）102は、金融機関101のATM、他の金融機関のATM、コンビニATM等、任意のATMを含むことができる。送金依頼人103は、受取人104への送金を金融機関101に依頼する政府、企業等である。受取人104は、送金依頼人103から送金された金銭を、ATM102で出金することができる。

【0016】

本発明の一実施形態に係るサービスの流れを説明すると、まず、S（ステップ）1で、送金依頼人103は、金融機関101に送金を依頼する。その際、送金依頼人103は、受取人104の住所および氏名、その受取人104への送金金額を通知する。次に、S2で、金融機関101は、出金専用カードを受取人104へ配送する。次に、S3で、受取人104は、この出金専用カードを用いてATM102で出金する。その際、受取人104は、送金されてきた金銭を複数回に分けて現金で出金することができる。この出金専用カードにキャラクター等の印刷をすることによって、カード自体に付加価値を付けることが可能である。

【0017】

なお、この出金専用カードの代わりに、「スマートフォンのアプリを用いて判別する識別子」、「受取人104のマイナンバー（社会保障・税番号）等の個人を特定するための識別子」、「受取人104の指静脈等の生体情報」等を、ATM102での出金の際に受取人104を特定するための手段として用いてもよい。詳細については後述する。

【0018】

この出金専用カード（および、上記の「スマートフォンのアプリを用いて判別する識別

10

20

30

40

50

子」等)は、一回限りの送金のために用いられるだけでなく、複数の送金のため(例えば、給与・アルバイト料の支払いといった反復して行われる送金のため)に用いられうる。すなわち、初回の送金の際に発行したカードを、以降の送金の際にも用いることができる。この場合、受取人104は、出金専用カードが届くのを待つ必要がなく、送金依頼人103から送金する旨の案内を受け取ると直ちに引き出すことができる。このようにカードを繰り返し利用することができるので、カードを発行する費用をかけずに済む。

#### 【0019】

図2は、本発明の一実施形態にかかる送金システムの詳細図である。送金システム200は、送金依頼受信手段201、第1識別情報登録手段202、第2識別情報登録手段203、送金データベース204、出金依頼受信手段205、認証手段206を含む。送金システム200は、プロセッサおよびメモリを含むコンピュータである。また、送金システム200は、送金依頼受信手段201、第1識別情報登録手段202、第2識別情報登録手段203、出金依頼受信手段205、認証手段206を動作させるためのプログラム、または、後述する処理フローを実行するためのプログラム、を格納した記憶媒体を含む。以下、詳細に説明する。

#### 【0020】

送金依頼受信手段201は、送金依頼人端末210(送金依頼人103が送金の依頼を行うための端末)から、送金依頼データを受信することができる。送金依頼データは、送金したい相手(すなわち、受取人104)の住所および氏名、その受取人104への送金金額を含むことができる。また、送金依頼データは、送金のための資金を引き落とす口座を特定するための情報を含むことができる。送金依頼受信手段201は、口座を特定するための情報として、送金依頼人103の口座番号等を受信してもよいし、何らかの識別子を受信してその識別子に対応する口座をデータベース(図示せず)から抽出できるようにしてもよい。このように特定された口座の残高から、受取人への送金金額分が減額される。送金依頼受信手段201は、受信した送金依頼データを、後述する送金データベース204に記録することができる。また、送金依頼受信手段201は、送金データベース204に記録されている上限額を参照して、受取人104への送金金額が上限額の条件を満たしているか否かを判断することができる。

#### 【0021】

第1識別情報登録手段202は、ATM102で出金する際の認証に用いられる第1識別情報を生成することができる。また、第1識別情報登録手段202は、第1識別情報を送金データベース204に登録することができる。例えば、図1の場合、第1識別情報は、受取人104へ配送される出金専用カードを特定するための識別子(例えば、出金専用カードの磁気ストライプに書き込まれる、数字やアルファベットからなる識別子。カードの表面に同一の識別子を印刷してもよい)である。上述のとおり、第1識別情報は、出金専用カードを特定するための識別子に限定されず、受取人104を特定することができる情報であればよい。例えば、第1識別情報は、スマートフォンのアプリを用いて判別する識別子、受取人104のマイナンバー(社会保障・税番号)等の個人を特定するための識別子、受取人104の指静脈等の生体情報とすることができる。

#### 【0022】

第2識別情報登録手段203は、ATM102で出金する際の認証に用いられる第2識別情報を生成することができる。また、第2識別情報登録手段203は、第2識別情報を送金データベース204に登録することができる。また、第2識別情報登録手段203は、登録した第2識別情報を、受取人104の端末(図示せず)へ電子メール等によって通知することができる(この場合、送金システム200は、送金依頼データとともに受取人104の電子メールアドレスを受信しておく)。あるいは、第2識別情報登録手段203が送金依頼人端末210に第2識別情報を通知して、送金依頼人端末210が受取人104の端末に第2識別情報を電子メール等によって通知することができる。例えば、図1の場合、第2識別情報は、受取人104が出金する際にATM102に入力するための暗証番号である。第2識別情報は、暗証番号に限定されず、なりすましを防止するための認証

10

20

30

40

50

に用いることができる情報であればよい。例えば、第2識別情報は、受取人104の生年月日、受取人104の会員番号(送金依頼人103が提供するサービス等の会員番号)とすることができる。なお、本発明は、第2識別情報を使用して実施することもできるし、使用せずに実施することもできる。つまり、第1識別情報と第2識別情報との2つの識別情報を用いて認証してもよいし、第1識別情報だけを用いて認証してもよい。

#### 【0023】

送金データベース204は、送金に関する情報を格納したデータベースである。送金データベース204については、図3および4を参照しながら詳細に説明する。

#### 【0024】

図3は、本発明の一実施形態にかかる送金データベースに格納されるデータを説明するための図である。送金データベース204は、送金依頼人情報、金額、上限額、発生日、有効期限、実行日、第1識別情報、第2識別情報、手数料無料回数に関する情報を格納することができる。

10

#### 【0025】

「送金依頼人情報」は、送金するための資金を引き落とす口座を特定するための情報(すなわち、送金依頼人103の口座の預金種別、店番号、口座番号等)を示す。「金額」は、送金金額、出金額、送金金額と出金額の差額を示す。「金額」については、図4を参照しながら詳細に説明する。「上限額」は、送金に関して設定される金額である。例えば、「上限額」は、一度に送金可能な金額の上限、複数回の送金によって送金可能な合計金額の上限等を示すことができる。上限額は、送金依頼人103ごとに設定することもできるし、受取人104ごとに(つまり、第1識別情報ごとに)設定することもできる。「発生日」は、送金システム200が送金依頼人端末210から送金依頼データを受信した日(または日時)を示す。「有効期限」は、受取人104がATM102で出金することができる有効期限を示す。「実行日」は、出金が行われた日(または日時)を示す。「実行日」については、図4を参照しながら詳細に説明する。「第1識別情報」は、第1識別情報登録手段202が登録する識別情報を示す。「第2識別情報」は、第2識別情報登録手段203が登録する識別情報を示す。なお、図3で示されている第1識別情報と第2識別情報との組み合わせ方は一例であり、任意の組み合わせが可能である。「手数料無料回数」は、受取人104が手数料を負担せずにATM102で出金できる(つまり、送金依頼人103が手数料を負担する)回数を示す。送金依頼人103は、あらかじめ手数料無料回数を決めておくことができる。

20

30

#### 【0026】

図4は、本発明の一実施形態にかかる送金データベースの遷移を説明するための図である。まず、S(ステップ)1で、送金依頼人103が100,000円の送金を依頼したとする。次に、S2で、受取人104が30,000円を出金したとする。次に、S3で、送金依頼人103が50,000円の送金をさらに依頼したとする。次に、S4で、受取人104が80,000円を出金したとする。

#### 【0027】

まず、S1について説明する。

#### [明細1]

S1では、送金についての明細(明細1)が作成される。明細1で示されるように、「金額」に、送金された金額100,000円が記録される。また、「発生日」に、送金が行われた日付(2015年10月19日)が記録される。この送金に対する手数料無料回数が5回であったとすると、「手数料無料回数」に、“5”が記録される。まだ出金が行われていないので、「実行日」は空白のままである。このように、送金されると新たな明細が作成される。

40

#### 【0028】

次に、S2について説明する。

#### [明細1]

S2では、出金が行われたので、明細1の「実行日」に、出金が行われた日付(201

50

5年10月20日)が記録される。このように、その明細が作成された後に最初に出金されたときに、送金についての明細(明細1)の「実行日」が記録される。

[明細2]

さらに、S2では、出金についての明細(明細2)が作成される。明細2で示されるように、「金額」に、出金された金額30,000円が記録される。また、「実行日」に、出金が行われた日付(2015年10月20日)が記録される。このように、出金されると、出金額を記録した新たな明細が作成される。

[明細3]

さらに、S2では、出金後の差額についての明細(明細3)が作成される(なお、差額が0円の場合は作成されない)。明細3で示されるように、「金額」に、送金金額(100,000円)と出金額(30,000円)の差額(70,000円)が記録される。また、「手数料無料回数」に、1回分が減算された回数(つまり、4回)が記録される。差額分についてはまだ出金が行われていないので、「実行日」は空白のままである。このように、出金されると、送金金額と出金額の差額を記録した新たな明細が作成される。

10

[残高]

S2の状態が残高照会があった場合には、送金金額と出金額の差額(明細3の「金額」である70,000円)が残高となる。受取人104は、残高の金額を上限として出金することができる。

【0029】

次に、S3について説明する。

20

[明細1および2]

S3では、明細1はS2の明細1のままである。また、明細2もS2の明細2のままである。このように、実行日が記録された明細については、データの更新が終了する。

[明細3]

また、S3では出金が行われていないので、明細3もS2の明細3のままである。

[明細4]

S3では、新たに、送金についての明細(明細4)が作成される。明細4で示されるように、「金額」に、送金された金額50,000円が記録される。また、「発生日」に、送金が行われた日付(2015年10月21日)が記録される。また、この送金に対する手数料無料回数も5回であったとすると、「手数料無料回数」に“5”が記録される。このように、送金されるたびに新たな明細が作成される。

30

[残高]

S3の状態が残高照会があった場合には、「送金金額と出金額の差額」および「送金金額」の合計(明細3の「金額(70,000円)」と明細4の「金額(50,000円)」の合計である120,000円)が残高となる。すなわち、「実行日」が未記録である明細の「金額」の合計が残高となる。

【0030】

次に、S4について説明する。

[明細1および2]

S4では、明細1はS2の明細1のままである。また、明細2もS2の明細2のままである。

40

[明細3]

本発明に係る送金システムでは、送金された金額の全てまたは一部が出金されていない明細(つまり、「実行日」が未記録である明細)のうち発生日が古い明細から順に、出金に充当していくことができる。さらに、本発明に係る送金システムでは、出金したい金額が1つの明細の金額(送金金額、または、送金金額と出金額の差額)だけでは不足する場合、複数の明細を出金に充当していくことができる。図4の例では、80,000円の出金のために、まず明細3の70,000円が出金に充当され、さらに明細4の50,000円のうち10,000円が出金に充当される。

S4では、まず、明細3が出金に充当されるので、明細3の「実行日」に出金が行われ

50

た日付(2015年10月22日)が記録される。次に、明細4が出金に充当されるので、明細4の「実行日」に出金が行われた日付(2015年10月22日)が記録される。

さらに、S4では、出金についての明細(明細5)が作成される。明細5で示されるように、「金額」に、出金された金額10,000円が記録される。また、「実行日」に、出金が行われた日付(2015年10月22日)が記録される。

さらに、S4では、出金後の差額についての明細(明細6)が作成される。明細6で示されるように、「金額」に送金金額(50,000円)と出金額(10,000円)の差額(40,000円)が記録される。また、「手数料無料回数」に、1回分が減算された回数(つまり、4回)が記録される。なお、「手数料無料回数」は、1回の送金あたりの回数としてもよい(つまり、その送金がすべて出金に充当されるまで有効)、他の送金に繰り越せるようにしてもよい。また差額分については出金が行われていないので、「実行日」は空白のままである。

[残高]

S4の状態で残高照会があった場合には、「実行日」が未記録である明細の「金額」の合計(明細4の「金額」である40,000円)が残高となる。

【0031】

上記の明細のうちの一部の明細については、受取人104に対して開示しないようにすることができる。具体的には、受取人104は、ATM102を操作すること等によって、送金や出金の明細を照会することができる。その際に、一部の明細については非表示とすることができる。例えば、図4のように、「表示・非表示」の項目が“非表示”となっている、S2の明細1、S3の明細1、S4の明細1および明細4(すなわち、出金された後の“送金についての明細”)を非表示にすることができる。

【0032】

図2の説明に戻る。出金依頼受信手段205は、ATM102から、出金依頼データを受信することができる。出金依頼データは、受取人104が出金したい金額および第1識別情報を含むことができる。また、出金依頼データは、第2識別情報を含むことができる。出金依頼受信手段205は、受信した出金依頼データを、認証手段206が参照できるように、メモリに記録することができる。

【0033】

認証手段206は、ATM102から受信した第1識別情報と、送金データベース204に登録されている第1識別情報とが一致するか否かを判断することができる。また、認証手段206は、ATM102から受信した第2識別情報と、送金データベース204に登録されている第2識別情報とが一致するか否かを判断することができる。また、認証手段206は、出金依頼された金額が送金データベース204に登録されている残高以下であるか否かを判断することができる。また、認証手段206は、出金依頼データを受信した日が送金データベース204に登録されている有効期限内であるか否かを判断することができる。また、認証手段206は、送金データベース204に登録されている手数料無料回数を参照して、手数料が無料であるか否かを判断することができる。また、認証手段206は、図4を参照しながら説明した送金データベース204への記録を行うことができる。また、認証手段206は、出金可能であると判断した場合に、ATM102に対して、出金依頼された金額分の現金を出金させることができる。

【0034】

図5は、本発明の一実施形態にかかる送金システムにおける送金依頼の処理フローの一例を示すフローチャートである。

【0035】

S(ステップ)501で、送金システム200は、送金依頼人端末210から、送金依頼データを受信して、送金データベース204に記録することができる。上述のとおり、送金依頼データは、受取人104の住所および氏名、その受取人104への送金金額、送金するための資金を引き落とす口座を特定するための情報を含むことができる。送金システム200は、送金データベース204に登録されている上限額を参照して、受取人10

10

20

30

40

50

4 への送金金額が上限額の条件を満たすか否かを判断することができる。条件を満たす場合は S 5 0 2 へ、条件を満たさない場合は S 5 0 5 へ進む。S 5 0 5 で、送金システム 2 0 0 は、送金依頼人端末 2 1 0 へ条件を満たさない旨を通知する。

【 0 0 3 6 】

S 5 0 2 で、送金システム 2 0 0 は、第 1 識別情報（例えば、受取人 1 0 4 へ配送される出金専用カードを特定するための識別子）を生成して、S 5 0 1 で受信した送金依頼データ（受取人 1 0 4 への送金金額等）に紐付けて送金データベース 2 0 4 に登録することができる。ここで登録された識別子が書き込まれた出金専用カードが、受取人 1 0 4 のもとへ配送される。

【 0 0 3 7 】

S 5 0 3 で、送金システム 2 0 0 は、第 2 識別情報（例えば、受取人 1 0 4 が出金する際に A T M 1 0 2 に入力するための暗証番号）を生成して、S 5 0 1 で受信した送金依頼データ（受取人 1 0 4 への送金金額等）に紐付けて送金データベース 2 0 4 に登録することができる。

【 0 0 3 8 】

S 5 0 4 で、送金システム 2 0 0 は、S 5 0 3 で登録した第 2 識別情報を、受取人 1 0 4 の端末へ電子メール等によって通知することができる。あるいは、送金依頼人端末 2 1 0 を経由して受取人 1 0 4 の端末へ通知することができる。

【 0 0 3 9 】

なお、ステップ 5 0 3 および 5 0 4 は省略することもできる。例えば、数百円等の少額の送金の場合、受取人へ第 2 識別情報（暗証番号等）を通知する手間や費用を省いて、第 1 識別情報を通知する（出金専用カードを配送する）だけにすることによって、送金依頼人 1 0 3 の負担を軽減させることができる。

【 0 0 4 0 】

図 6 は、本発明の一実施形態にかかる送金システムにおける出金依頼の処理フローの一例を示すフローチャートである。

【 0 0 4 1 】

S（ステップ）6 0 1 で、送金システム 2 0 0 は、A T M 1 0 2 から、出金依頼データを受信することができる。上述のとおり、出金依頼データは、受取人 1 0 4 が出金したい金額、第 1 識別情報、第 2 識別情報を含むことができる。なお、図 5 の S 5 0 3 および 5 0 4 が省略された場合には、第 2 識別情報は含まれない。

【 0 0 4 2 】

S 6 0 2 で、送金システム 2 0 0 は、S 6 0 1 で A T M 1 0 2 から受信した第 1 識別情報と第 2 識別情報、送金データベース 2 0 4 に登録されている第 1 識別情報と第 2 識別情報のそれぞれが一致するか否かを判断することができる。一致する場合は S 6 0 3 へ、一致しない場合は S 6 0 5 へ進む。S 6 0 5 で、送金システム 2 0 0 は、A T M 1 0 2 へ認証が成功しなかった旨を通知する。

【 0 0 4 3 】

S 6 0 3 で、送金システム 2 0 0 は、S 6 0 2 の認証以外の出金の条件を満たすか否かを判断する。例えば、上述のとおり、送金システム 2 0 0 は、出金依頼された金額が送金データベース 2 0 4 に登録されている残高以下であるか否かを判断することができる。また、送金システム 2 0 0 は、出金依頼データを受信した日が送金データベース 2 0 4 に登録されている有効期限内であるか否かを判断することができる。また、送金システム 2 0 0 は、送金データベース 2 0 4 内の残高のデータを更新する。すべての出金の条件を満たす場合は S 6 0 4 へ、満たさない場合は S 6 0 6 へ進む。S 6 0 6 で、送金システム 2 0 0 は、A T M 1 0 2 へ出金の条件を満たさない旨を通知する。なお、S 6 0 2 および 6 0 3 は順序が逆でもよい。

【 0 0 4 4 】

S 6 0 4 で、送金システム 2 0 0 は、A T M 1 0 2 に対して、S 6 0 1 で出金依頼された金額分の現金を出金させることができる。また、送金システム 2 0 0 は、手数料が無料

10

20

30

40

50

であるか否かを判断して、ATM102に手数料を徴収させることができる。

【0045】

以下、本発明の別の実施例を説明する。

【0046】

[スマートフォンのアプリを用いる場合]

図7は、本発明の一実施形態にかかる別の識別情報を用いる場合の概要図である。図7を参照しながら、スマートフォンのアプリ(アプリケーションソフト)を用いて判別する識別子を第1識別情報として用いる場合を説明する。図7には、送金システム200、ATM102、送金依頼人端末210、受取人104が含まれる。この場合のATM102は、スマートフォンのアプリに対応したATMである。例えば、ATM102は、受取人104のスマートフォンとアプリを用いてデータの送受信をすることができる。

10

【0047】

この例の流れを説明すると、まずS(ステップ)1で、送金依頼人端末210は、受取人104の端末(図示せず)へ、送金する旨の案内とともに、ATM102に入力するための暗証番号(つまり、送信データベース204に登録されている第2識別情報)を電子メール等で送信する。次に、S2で、送金依頼人端末210は、送金システム200へ、送金依頼データを送信する。その際、送金依頼人端末210は、受取人104の電子メールアドレスと送金金額を通知する(この例では、受取人104の住所の通知は不要)。次に、S3で、送金システム200は、受取人104の端末へ、スマートフォンのアプリを送付(例えば、アプリをダウンロードできるページを電子メールで通知)する。次に、S4で、受取人104は、アプリがインストールされたスマートフォンを用いてATM102で出金する。詳細には、例えば、スマートフォンは、アプリを用いてスマートフォン内に格納されている識別子をATM102に通知する。この識別子は、送金データベース204に「第1識別情報」として登録されている。ATM102は、この通知された識別子を送金システム200へ送信する。送金システム200は、ATM102から受信した識別子と送金データベース204に登録されている第1識別情報とが一致するか否かを判断することによって認証することができる。その他の処理については上述したものと同様であるので省略する。このようにスマートフォンのアプリを用いることによって、カードを発行したり配送したりする費用が不要となる。

20

【0048】

[生体認証を用いる場合]

図8は、本発明の一実施形態にかかる別の識別情報を用いる場合の概要図である。図8を参照しながら、生体情報を第1識別情報として用いる場合を説明する。図8には、送金システム200、ATM102、送金依頼人端末210、受取人104が含まれる。この場合のATM102は、生体認証に対応したATMである。例えば、ATM102は、受取人104の指静脈等の生体情報を読み取ることができる。

30

【0049】

この例の流れを説明すると、まずS(ステップ)1で、受取人104は、自分の生体情報を金融機関に登録しておく。この生体情報は、金融機関のデータベース(図示せず)に、受取人104を特定するための情報(氏名および生年月日等)とともに登録される。次に、S2で、送金依頼人端末210は、受取人104の端末(図示せず)へ、送金する旨の案内を電子メール等で送信する。次に、S3で、送金依頼人端末210は、送金システム200へ、送金依頼データを送信する。その際、送金依頼人端末210は、受取人104を特定することができる情報(氏名および生年月日等)と送金金額を通知する(この例では、受取人104の住所の通知は不要)。送金システム200は、事前登録された生体情報の中から、通知された氏名および生年月日と同一の氏名および生年月日である者の生体情報を抽出して、送金データベース204に「第1識別情報」として登録する。次に、S4で、受取人104は、ATM102で出金する。詳細には、例えば、ATM102は、受取人104の生体情報を読み取って、送金システム200へ送信する。送金システム200は、ATM102から受信した生体情報と送金データベース204に登録されてい

40

50

る生体情報とが一致するか否かを判断することによって認証することができる。その他の処理については上述したものと同様であるので省略する。このように生体認証を用いることによって、カードの発行および配送、暗証番号の通知が一切不要となり、受取人はATMに手をかざすだけで現金を受け取ることができる。

【0050】

[複数の送金依頼人が共通の識別情報を用いる場合]

本発明では、複数の送金依頼人が共通の識別情報（第1識別情報および第2識別情報）を用いることが可能である。すなわち、ある企業が送金のために発行した出金専用カード等を、他の企業が送金のために用いることもできる。

【0051】

[代行業者を用いる場合]

本発明では、金融機関ではなく代行業者が、出金専用カードを配送したり、送金する旨の案内を送付したりすることが可能である。すなわち、代行業者は、送金依頼人から、受取人の氏名および住所、送金金額の情報、送金するための資金を受け取る。そして、代行業者が、金融機関への資金の預け入れ、出金専用カードの配送、送金する旨の案内の送付をする。そのため、送金依頼人は、金融機関と送金サービスに係る契約を交わす必要がなく、代行業者へ受取人の住所および氏名、送金金額を通知するだけで済む。

【0052】

このように、本発明では、受取人は、金融機関に口座を開設することなく、送金依頼人からの送金を受け取ることができる。さらに、受取りの際、受取人は、複数回に分けて現金を出金することができる。したがって、従来の送金システムよりも柔軟に出金を行うことが可能である。

【0053】

ここまで、本発明の実施形態について説明したが、上記実施形態はあくまで一例であり、本発明は上述した実施形態に限定されず、その技術的思想の範囲内において種々異なる形態にて実施されてよいことは言うまでもない。

【0054】

また、本発明の範囲は、図示され記載された例示的な実施形態に限定されるものではなく、本発明が目的とするものと均等な効果をもたらすすべての実施形態をも含む。さらに、本発明の範囲は、各請求項により画される発明の特徴の組み合わせに限定されるものではなく、すべての開示されたそれぞれの特徴のうち特定の特徴のあらゆる所望する組み合わせによって画されうる。

【符号の説明】

【0055】

- 101 金融機関
- 102 ATM
- 103 送金依頼人
- 104 受取人
- 200 送金システム
- 201 送金依頼受信手段
- 202 第1識別情報登録手段
- 203 第2識別情報登録手段
- 204 送金データベース
- 205 出金依頼受信手段
- 206 認証手段
- 210 送金依頼人端末

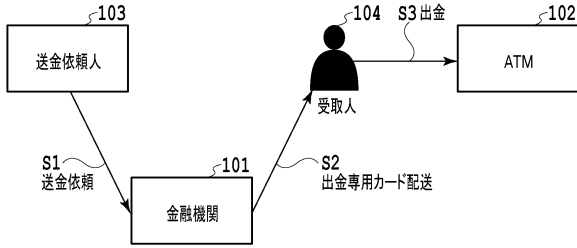
10

20

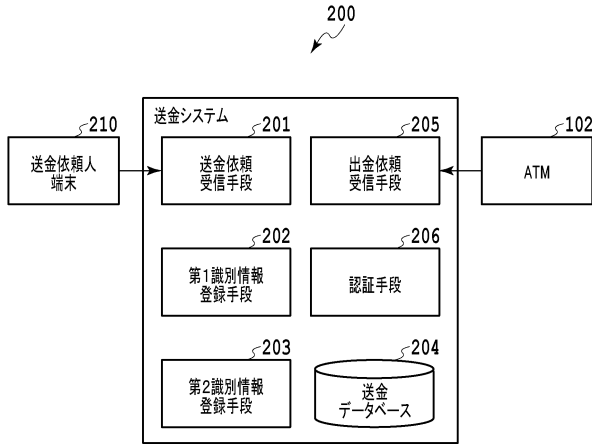
30

40

【図1】



【図2】



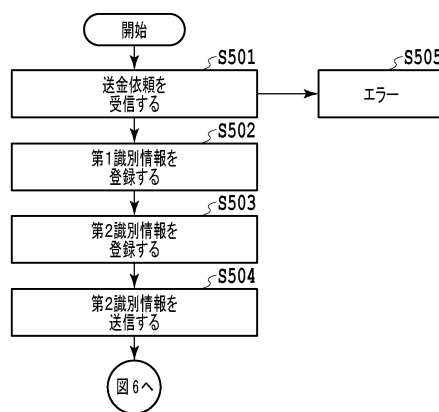
【図3】

送金依頼人情報	金額	上限額	発生日	有効期限	実行日	第1識別情報			第2識別情報			手数料 無料回数
						磁気・アプリ	マイナンバー	生体情報	暗証番号	生年月日	会員番号	
111 普通#111111111111	10,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	-	AAA00001			1234			5
111 普通#111111111111	5,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	-	AAA00002				19710610		4
111 普通#111111111111	40,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	-		1234567890		2345			0
111 普通#111111111111	30,000	300,000	2015.10.19	2016.12.31	-		1234567891				AA1234567	0
111 普通#111111111111	100,000	300,000	2015.10.19	2016.12.31	-			ASEDR124GCT				5

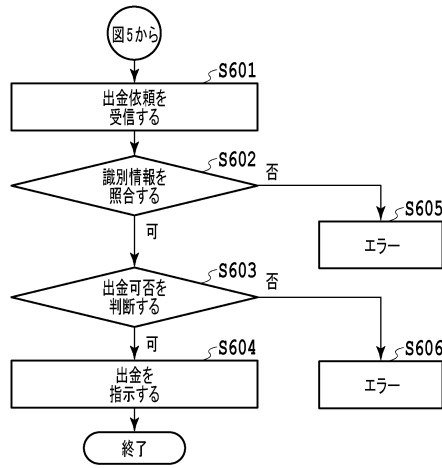
【図4】

S1	明細	第1識別情報	第2識別情報	金額	上限額	発生日	有効期限	実行日	手数料 無料回数	表示・ 非表示
2015.10.19 送金依頼 100,000円	1	AAA00001	1234	100,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31		5	表示
	明細									表示・ 非表示
	2	AAA00001	1234	30,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	非表示
S2 2015.10.20 一部出金 30,000円	1	AAA00001	1234	100,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	非表示
	2	AAA00001	1234	30,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	表示
	3	AAA00001	1234	70,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31		4	表示
S3 2015.10.21 追加送金 50,000円	1	AAA00001	1234	100,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	非表示
	2	AAA00001	1234	30,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	表示
	3	AAA00001	1234	70,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31		4	表示
	4	AAA00001	1234	50,000	300,000	2015.10.21	2016.3.31		5	表示・ 非表示
S4 2015.10.22 一部出金 80,000円	明細									表示・ 非表示
	1	AAA00001	1234	100,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	非表示
	2	AAA00001	1234	30,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.20	-	表示
	3	AAA00001	1234	70,000	300,000	2015.10.19	2016.1.31	2015.10.22	-	表示
	4	AAA00001	1234	50,000	300,000	2015.10.21	2016.3.31	2015.10.22	-	非表示
	5	AAA00001	1234	10,000	300,000	2015.10.21	2016.3.31		4	表示

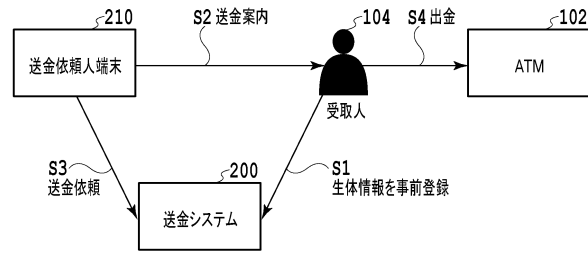
【図5】



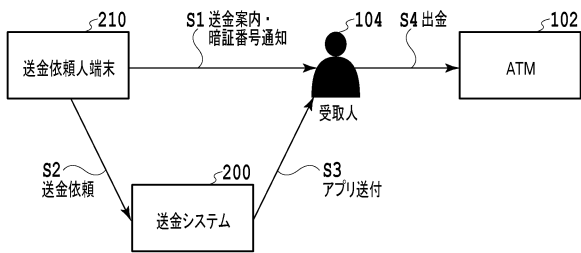
【図6】



【図8】



【図7】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平 1 1 - 2 6 5 4 1 3 ( J P , A )  
特開平 0 5 - 0 7 3 7 5 1 ( J P , A )  
特開 2 0 0 6 - 2 9 3 6 2 0 ( J P , A )  
特開 2 0 1 3 - 0 5 4 5 8 6 ( J P , A )

- (58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)  
G 0 6 Q 1 0 / 0 0 - 9 9 / 0 0